

工事、測量及び建設コンサルタント等業務請負契約における談合等に係る違約金に関する契約条項

(適用契約)

第1条 この契約条項は、航空自衛隊契約担当官の締結する競争入札による工事、測量及び建設コンサルタント等業務請負契約について適用する。

(該当事項等)

第2条 この契約に関し、乙が次の各号のいずれかに該当したときは、乙は、甲の請求に基づき、請負代金額（本契約締結後、請負代金額の変更があった場合には、変更後の請負代金額）の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) 乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は乙が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1項第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第51条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。

(2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が乙又は乙が構成事業者である事業者団体（以下「乙等」という。）に対して行われたときは、乙等に対する命令で確定したものをいい、乙等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

(3) 納付命令又は排除措置命令により、乙等に独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が乙に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

(4) 乙（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の3又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

（延滞金）

第3条 乙が前条の違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した額の延滞金を甲に支払わなければならない。

（その他）

第4条 この契約条項に明記されていない事項又は疑義若しくは紛争が生じたときには、甲、乙協議の上、解決するものとする。

## 装備品等及び役務の調達に係る談合等の不正行為に関する契約条項

### (適用契約)

第1条 この契約条項は、航空自衛隊契約担当官の締結する契約であって、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第100条の2の規定に基づき、契約書の作成を省略した場合を除く、装備品等及び役務の調達に係るすべての契約案件について適用する。

### (談合等の不正行為に係る解除)

第2条 甲は、この契約に関して、次の各号の一に該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条又は第8条の2（同法第8条第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第7条の4第7項若しくは第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

(2) 乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき。

2 乙は、この契約に関して、乙又は乙の代理人が独占禁止法第7条の4第7項又は第7条の7第3項の規定による通知を受けた場合には、速やかに、当該通知文書の写しを甲に提出しなければならない。

### (談合等の不正行為に係る違約金)

第3条 乙は、この契約に関して、次の各号の一に該当するときは、甲が契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条又は第8条の2（同法第8条第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
  - (2) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
  - (3) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条の4第7項又は第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
  - (4) 乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）が刑法第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑が確定したとき。
- 2 乙は、前項第4号に規定する場合に該当し、かつ次の各号の一に該当するときは、前項の契約金額の10分の1に相当する額のほか、契約金額の100分の5に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。
- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条の2第1項及び第7条の3の規定による納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
  - (2) 当該刑の確定において、乙が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
  - (3) 乙が甲に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。
- 3 乙は、契約の履行を理由として、前2項の違約金を免れることができない。
- 4 第1項及び第2項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

## 債権譲渡制限特約の部分的解除のための契約条項

(適用契約)

第1条 この契約条項は、航空自衛隊契約担当官の締結する次のすべてに該当する契約に適用するものとする。

- (1) 装備品及び役務等の調達に係る契約（工事請負契約を除く、一切の契約をいう。）
- (2) 予定価格を市場価格方式（調達物品等の予定価格の算定基準に関する訓令（昭和37年防衛庁訓令第35号）第2条第6号に規定する計算方式をいう。）により算定する契約
- (3) 乙（契約の相手方）が中小企業者（中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第1項に規定する者をいう。以下同じ。）である契約（適用債権）

第2条 この契約条項の対象となる債権は、次のすべてに該当するものとする。

- (1) 売掛債権担保融資保証制度（中小企業信用保険法の一部を改正する法律（13.12.17）により創設されたものをいう。以下「保証制度」という。）に基づき譲渡される債権

乙が有する債権であって、信用保証協会（信用保証協会法（昭和28年法律第196号）に規定する信用保証協会をいう。以下同じ。）及び金融機関（乙と取引のある中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に限る。以下同じ。）に対し、金融機関からの融資の担保として譲渡されるものであること、また、譲渡された債権は信用保証協会と金融機関の準共有となること等、保障制度に基づき適切に譲渡される債権をいう。

- (2) 反対給付の完了を確認している債権

乙が反対給付を完了していることを甲が検査等により確認しており、甲が同時履行の抗弁権を行使する必要のない債権をいう。

- (3) 金額が確定している債権

(債権譲渡制限特約の部分的解除)

第3条 前2条の規定に該当する場合には、乙は、信用保証協会及び金融機関に対し、甲に対する売掛債権を譲渡することができる。

(部分払、前金払又は概算払との関係)

第4条 乙は、前条の規定により売掛債権を譲渡しようとする時点において、既に甲からこの契約に係る代金の部分払、前金払又は概算払を受けている場合には、確定した契約金額と、既に支払を受けている金額との差額のみ譲渡することができる。

(乙の事前説明)

第5条 乙は、甲に対する売掛債権を譲渡しようとする場合には、あらかじめ信用保証協会及び金融機関に対し、この契約条項の内容を説明しなければならない。

(承諾申請及び通知の様式及び時期)

第6条 乙は、甲に対し売掛債権の譲渡の承諾申請又は通知を行う場合には、必要書類を添付の上、承諾申請は別紙様式第1、通知は別紙様式第2により行わなければならない。

2 乙が前項に定める承諾申請及び通知を行う時期は、この契約履行の完了に際し、検査に合格した後とし、あらかじめ債権譲渡を行う旨を甲に通知するものとする。

(異議を留めた承諾)

第7条 甲は、債権譲渡の承諾を行う場合には、乙(債権の譲渡人)並びに信用保証協会及び金融機関(譲受人)に対し、債権の譲渡によって、担保責任に係る権利、債務不履行等による契約の解除権、期限の利益、部分払、前金払又は概算払による債務の一部消滅及び契約条項に基づく契約金額の変更その他の契約内容の将来の変更、その他この契約に基づき甲が有する権利に一切の影響がないことについて、民法(明治29年法律第89号)第468条第1項の規定により、異議を留めて承諾しなければならない。

(承諾の様式)

第8条 甲は、乙からの債権譲渡の承諾申請について承諾する場合には、譲渡の対象となる売掛債権が第1条及び第2条に規定する要件を満たすことを確認の上、別紙様式第3により、前条に規定する異議を留めた承諾をするものとする。

2 甲は、前項に規定する承諾については、遅滞なく行うものとする。

(甲の権利及び利益)

第9条 乙は、この売掛債権譲渡が、担保責任に係る権利、債務不履行等に

よる契約の解除権、期限の利益、部分払、前金払又は概算払による債務の一部消滅、契約条項に基づく契約金額の変更その他契約内容の将来の変更、その他この契約に基づき甲が有する権利及び利益に一切の影響を及ぼさないよう必要な措置を講じるものとする。

2 甲は、必要な場合には、前項の措置を講じるものとする。

(その他)

第10条 この契約条項に明記されていない事項又は疑義若しくは紛争が生じたときには、甲、乙（又は丙、丁）協議の上、解決するものとする。

## 債権譲渡承諾申請書

年 月 日

甲 契約担当官

殿

乙 住所：  
譲渡人：  
代表者： 印

丙 住所：  
譲受人：  
代表者： 印

丁 住所：  
譲受人：  
代表者： 印

乙は、甲との下記契約について履行の検査を受け合格したので、下記契約に基づく、代金債権（以下「譲渡対象債権」という。）を丙及び丁に譲渡すること並びに丙及び丁が譲渡対象債権を準共有として譲受することを「債権譲渡制限特約の部分的解除のための契約条項」の規定に基づき、必要書類を添付の上、申請する。

その際、乙、丙及び丁は、次の項目について、あらかじめ承諾していることを証する。

- 1 譲渡対象債権に係る丙及び丁への支払いについては、従前どおり下記契約の規定に基づき、契約物品又は役務全体の完成、納入及びその検査合格を条件としてなされること。
- 2 丙及び丁は、第三者に譲渡対象債権を再譲渡し、これに質権を設定し、又はその他譲渡対象債権の帰属並びに行使を阻害する行為を行わないこと。
- 3 国に対しては、譲渡対象債権に係る下記契約の契約条項（当該契約条項に基づく変更契約を含む。）以外の責任を求めないこと。同契約条項に規定する乙の担保責任については、従前どおり乙が継続して負担するものであること。債権譲渡に要する信用保証料、金利その他一切の費用については乙の負担であって、国の負担を求めないこと。

下記契約に基づく譲渡対象債権額並びに丙及び丁が指定する口座は次のとおりであり、払込みを依頼する。

## 1 譲渡対象債権額

- |                |   |
|----------------|---|
| (1) 契約代金額：     | 円 |
| (2) 前払金等既受領済額： | 円 |
| (3) 差引譲渡対象債権額： | 円 |

## 2 丙及び丁払込口座

銀行	支店	口座名義人	種類	番号
----	----	-------	----	----

記

- 1 契約番号：
- 2 契約日：
- 3 契約件名：
- 4 納期（履行期限）：
- 5 検査合格日：

添付書類：印鑑証明（乙、丙、丁各1通（発行日より3ヶ月以内のものに限る。））

- 注：1 乙は、請負人（契約相手方）とする。
- 2 丙は、乙への融資の担保として債権譲渡を受ける金融機関とする。ただし、乙と取引のある中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の2に規定する金融機関に限る。
- 3 丁は、乙から債権譲渡を受ける信用保証協会とする。ただし、信用保証協会法（昭和28年法律第196号）に規定する信用保証協会をいう。

## 債権譲渡通知書

年 月 日

甲 契約担当官

殿

乙 住所：  
譲渡人：  
代表者： 印

丙 住所：  
譲受人：  
代表者： 印

丁 住所：  
譲受人：  
代表者： 印

乙は、甲との下記契約について履行の検査を受け合格したので、下記契約に基づく、代金債権（以下「譲渡対象債権」という。）を丙及び丁に譲渡したこと並びに丙及び丁が譲渡対象債権を準共有として譲受したことを「債権譲渡制限特約の部分的解除のための契約条項」の規定に基づき、必要書類を添付の上、通知する。

その際、乙、丙及び丁は、次の項目について、あらかじめ承諾していることを証する。

- 1 譲渡対象債権に係る丙及び丁への支払いについては、従前どおり下記契約の規定に基づき、契約物品又は役務全体の完成、納入及びその検査合格を条件としてなされること。
- 2 丙及び丁は、第三者に譲渡対象債権を再譲渡し、これに質権を設定し、又はその他譲渡対象債権の帰属並びに行使を阻害する行為を行わないこと。
- 3 国に対しては、譲渡対象債権に係る下記契約の契約条項（当該契約条項に基づく変更契約を含む。）以外の責任を求めないこと。同契約条項に規定する乙の担保責任については、従前どおり乙が継続して負担するものであること。債権譲渡に要する信用保証料、金利その他一切の費用については乙の負担であって、国の負担を求めないこと。

下記契約に基づく譲渡対象債権額並びに丙及び丁が指定する口座は次のとおりであり、払込みを依頼する。

## 1 譲渡対象債権額

- |                |   |
|----------------|---|
| (1) 契約代金額：     | 円 |
| (2) 前払金等既受領済額： | 円 |
| (3) 差引譲渡対象債権額： | 円 |

## 2 丙及び丁丙払込口座

銀行	支店	口座名義人	種類	番号
----	----	-------	----	----

## 記

- 1 契約番号：
- 2 契約日：
- 3 契約件名：
- 4 納期（履行期限）：
- 5 検査合格日：

添付書類：印鑑証明（乙、丙、丁各1通（発行日より3ヶ月以内のものに限る。））

- 注：1 乙は、請負人（契約相手方）とする。
- 2 丙は、乙への融資の担保として債権譲渡を受ける金融機関とする。ただし、乙と取引のある中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の2に規定する金融機関に限る。
- 3 丁は、乙から債権譲渡を受ける信用保証協会とする。ただし、信用保証協会法（昭和28年法律第196号）に規定する信用保証協会をいう。

## 債権譲渡承諾書

年 月 日

乙 住所：  
譲渡人：  
代表者： 殿

丙 住所：  
譲受人：  
代表者： 殿

丁 住所：  
譲受人：  
代表者： 殿

甲 契約担当官

確定日付欄

印

乙の別添の債権譲渡承諾申請書につき、下記契約に基づく譲渡対象債権の丙及び丁への譲渡については、次の事項を乙、丙及び丁が遵守することを条件として、民法（明治29年法律第89号）第468条第1項及び「債権譲渡制限特約の部分的解除のための契約条項」の規定に基づき、異議を留めて承諾する。

- 1 この承諾によって、下記契約の契約条項（当該契約条項に基づく変更契約を含む。）に規定する国の権利及び利益に何ら変更がなく、また乙のこの契約上の責任は一切軽減されるものではないこと。
- 2 丙及び丁は、第三者に譲渡対象債権を再譲渡し、これに質権を設定し、又はその他譲渡対象債権の帰属並びに行使を阻害する行為を行わないこと。
- 3 国による代金の支払いは、下記契約の契約条項の規定に基づき行われるものであること。

## 記

- 1 契約番号：
- 2 契約日：
- 3 契約件名：
- 4 納期（履行期限）：
- 5 検査合格日：

## 一括再委託の禁止等に関する契約条項

### (適用契約)

第1条 この契約条項は、航空自衛隊契約担当官の締結する契約で、随意契約の方法による試験、研究、調査、システム開発等の行為を委託する契約について適用する。ただし、予定価格が100万円を超えるものに限る。

2 甲は、前項の契約について、一般競争契約又は指名競争契約及び甲が必要と認める委託契約に適用させることができる。ただし、乙の承諾を得るものとする。

### (一括再委託の禁止)

第2条 乙は、委託事項の全部を一括して第三者に再委託してはならない。

### (部分的な再委託等に係る承認等)

第3条 乙は、前条の規定に該当しない部分的な委託事項を第三者に再委託する場合には、あらかじめ、再委託相手方の住所、氏名、再委託業務の範囲、再委託の必要性及び再委託に係る契約金額（以下「再委託相手方等」という。）について記載した書面を甲に提出し、甲の承認を受けるものとする。ただし、甲が認める軽微な再委託事項の場合には、書面の提出を行わないことができる。

2 前項の承認については、再委託相手方等の変更を行う場合についても同様とする。

3 甲は、前2項の承認に当たっては、再委託の合理性及び必要性並びに再委託相手方の履行能力に係る確実な履行の確保等に留意するものとし、特殊な技術及び技術秘けつ（ノウハウ）等を有する必要から競争を許さないものとして随意契約とした場合において、特に留意するものとする。

### (再々委託の場合の承認等)

第4条 前条第1項及び第2項の承認については、再委託の相手方が再々委託を行うなど複数の段階の再委託（以下「再々委託」という。）が行われる場合についても同様とする。

### (履行体制の把握)

第5条 甲は、再委託及び再々委託の承認を行った場合には、委託契約の履行体制を把握しなければならない。

2 前項の場合において、甲は、適正な履行の確保のため必要があると認めるときは、乙に対し、報告を求める等、必要な措置を講じるものとする。

(乙の義務)

第6条 乙は、甲の承認を得て、第三者に再委託及び再々委託した場合においても、この契約により乙の義務とされている事項についてその責を免れない。